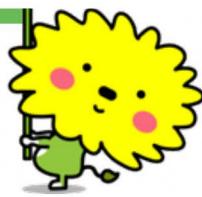


令和4年度から 阿南市で地籍調査業務が再開されます！



地籍調査とは？

土地の境界を確認し、法務局の公図等を更新する調査です。
現地を確認して、測量した結果を法務局に登記します。

※地籍調査は、筆界を確認する調査です。

筆界とは、法律（不動産登記法）に基づく公的な境界です。

令和4年度計画

※令和5年度以降についても計画的に実施していきます。

対象地区 橘町大浦の全部

作業内容 地籍調査一筆地 調査【現地調査】

作業期間 8月～令和5年3月（予定）

10月頃に、橘町大浦において一筆地調査【現地調査】を実施します。

一筆地調査とは、一筆ごとの土地について、境界をはさんだ土地所有者の方々に、双方の合意の上で土地の境界を確認してもらいます。土地所有者など関係者の方々に現地に来ていただき、登記所にある公図等を基に作成した資料を参考に、自分の土地の範囲を確認してもらいます。また、土地の所有者、地番、地目（土地利用の現況）等も合わせて調査し、境界杭を設置します。

橘町大浦の隣接地である土地の土地所有者（橘町中浦、江ノ浦、幸田、内原町竹ノ内口、竹ノ内の各一部）も対象となります。

通常の地籍調査は、字ごとに3年単位で登記まで完了するよう実施します。

土地所有者の皆さまのご協力が必要です。

対象となる土地所有者（相続人）の方には郵送にて案内しますので、
ご理解、ご協力をお願いします。

測量に関する経費は国、県、市で負担します。

問い合わせ 農地整備課 ☎22-1599